

# 街区境界調査説明会

令和5年9月9日(土)

9月12日(火)

中央公民館 学習室4  
小平市都市開発部道路課

# 調査説明会次第

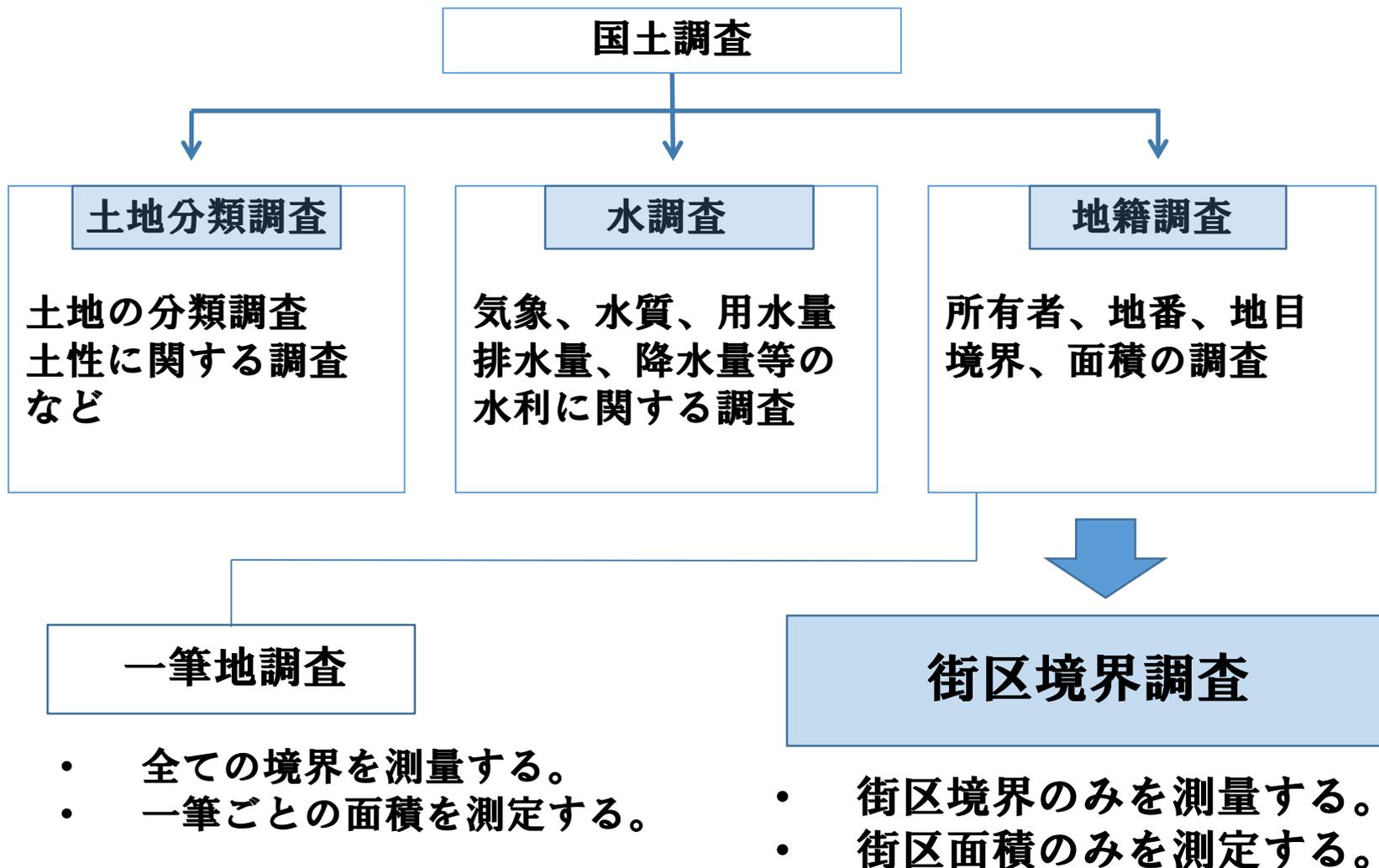
- 1 開会
- 2 市職員及び受注者の紹介
- 3 街区境界調査について
- 4 質疑応答
- 5 閉会

## 2 市職員及び受注者の紹介

- 実施機関（発注者）  
小平市都市開発部道路課
- 作業機関（受注者）  
株式会社弘洋第一コンサルタンツ

# 3 街区境界調査について

## (1) 街区境界調査の位置づけ



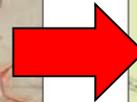
## (2) 地籍調査の必要性とメリット

### • 地籍調査の必要性

登記所に備え付けられている実態を正確に反映していない地図を精度が高いものにするため、本調査を行う必要があります。



明治時代作成

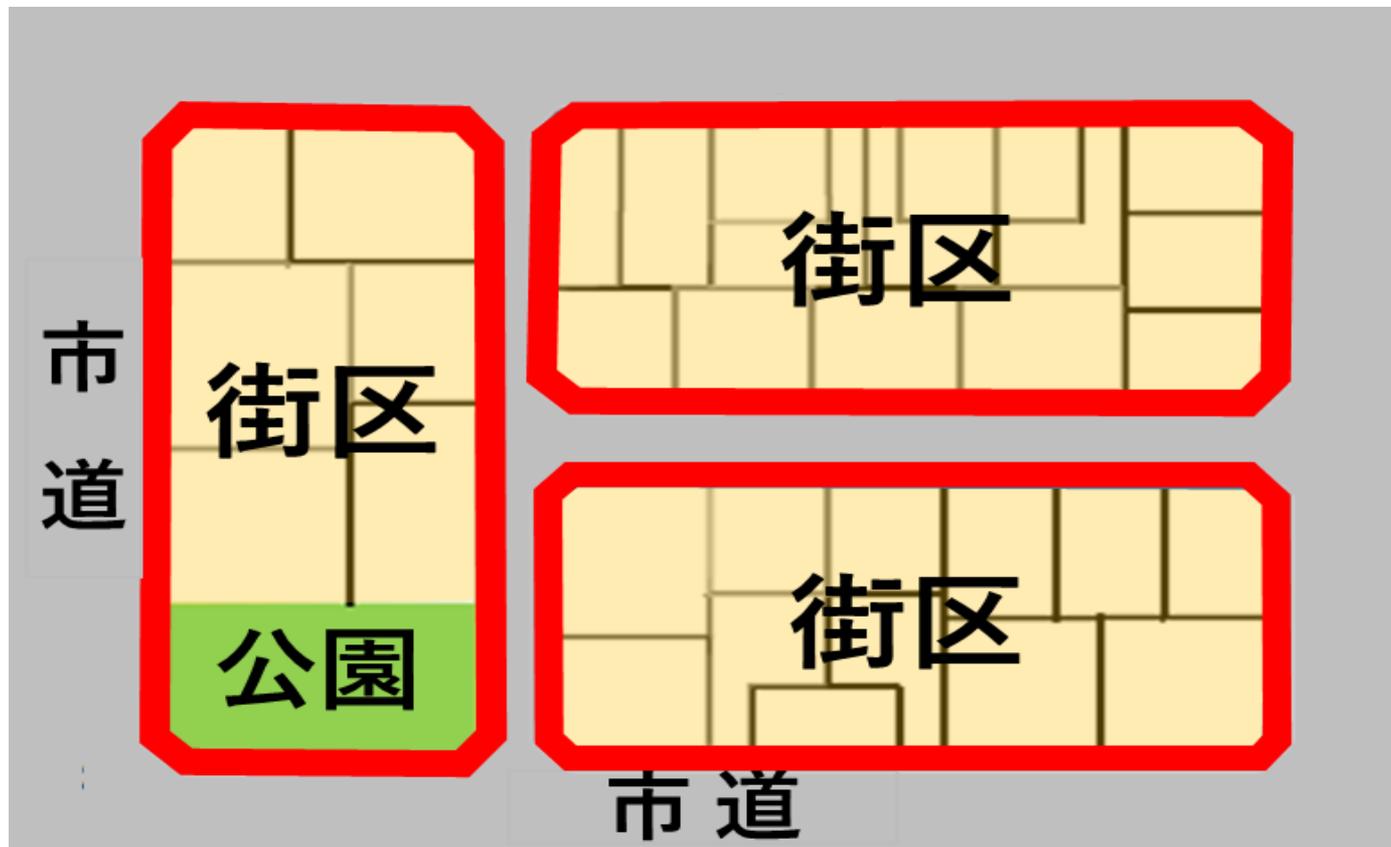


地籍調査後

### • 地籍調査のメリット

- ① 災害復旧の迅速化
- ② 土地境界をめぐるトラブルの未然防止
- ③ 登記手続の簡素化・費用負担の軽減

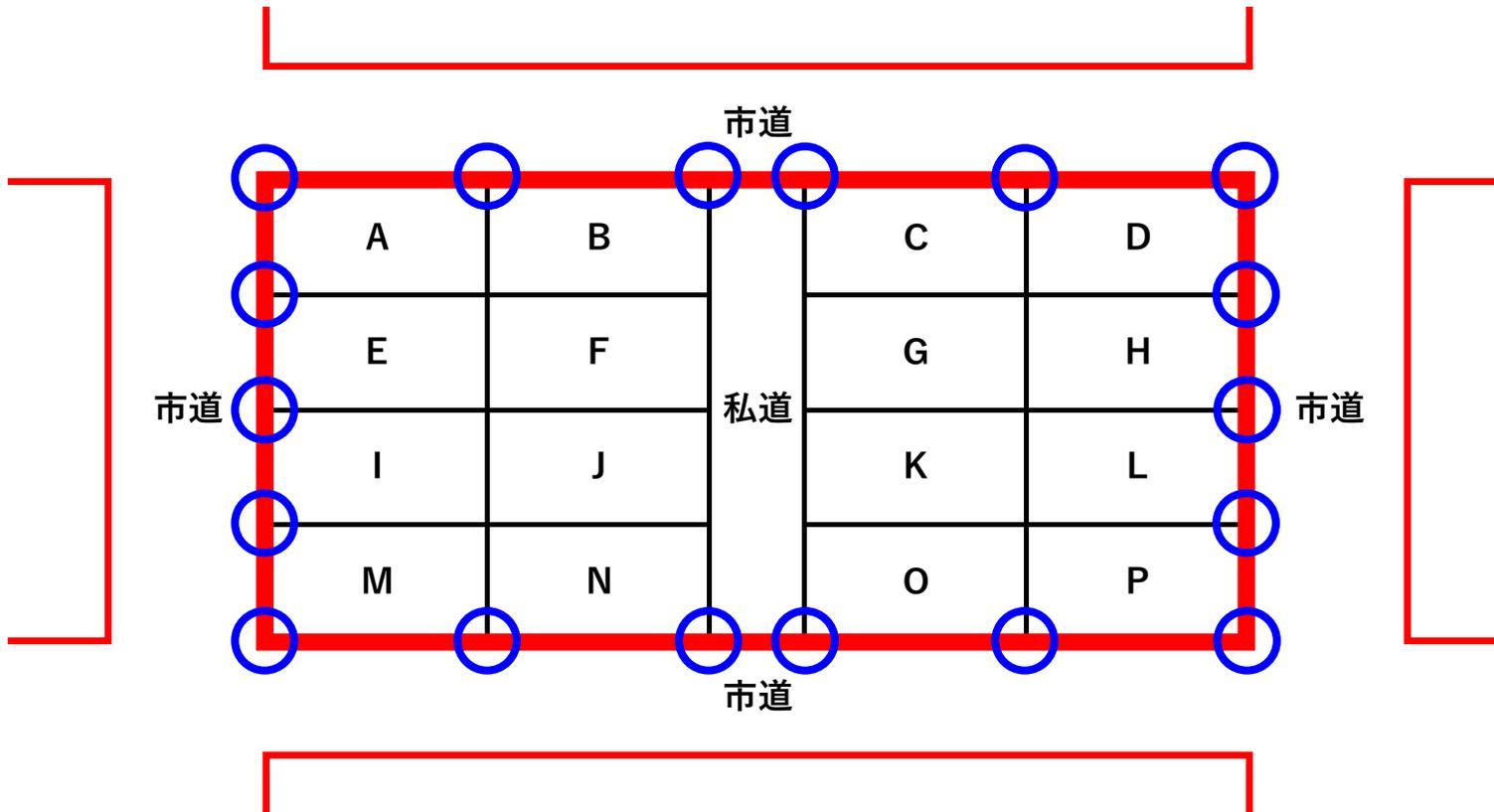
### (3) 実施内容



街区イメージ図

市道が形成する**街区**（赤線で囲まれた部分）を調査します。

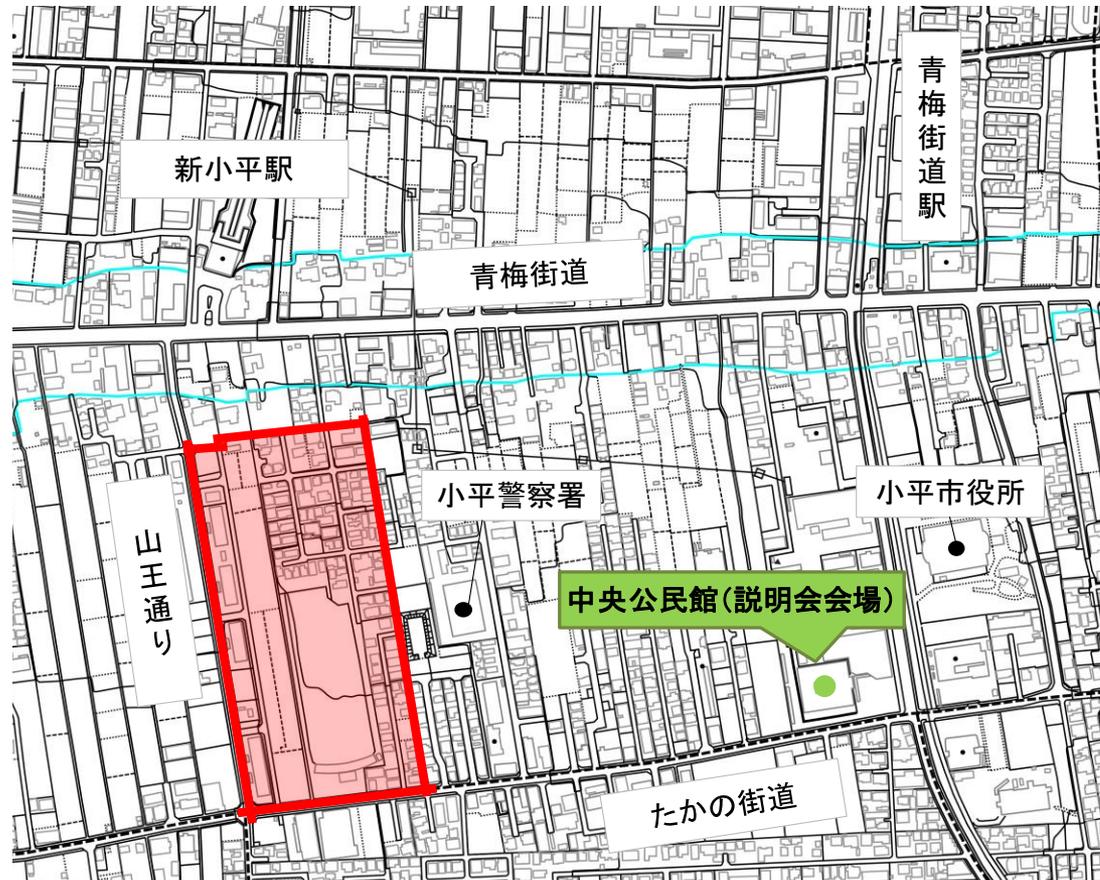
### (3) 実施内容



調査対象となる筆界点（ ○ ）

街区（赤線で囲まれた部分）を形成する市道の境界と沿道の土地との境界を明確にします。

## (4) 今年度の作業について



- 調査区域 小川町二丁目の一部
- 調査面積 0.05 km<sup>2</sup>
- 調査期間 令和5年9月から令和6年3月まで

# おおまかな作業工程

- 現地作業 令和5年9月～令和5年10月
- 境界立ち会い 令和5年10月～令和6年1月
- 成果取りまとめ 令和6年1月～令和6年3月

# 現地調査

- 民地と市道の境界を測量

※皆様の土地に立ち入る場合には  
事前にお声掛けします。



- 境界標示物の確認

※掘って探す場合があります。



境界標示物（市石標）

# 作業員の服装

市が発行する身分証明書及び腕章を携帯しております。

第 [ ] 号 身分証明書

写真

会社名  
住所  
氏名  
生年月日

上記の者は、小平市が委託した調査に従事する者であることを証明する。

調査期限 { [ ] 年 [ ] 月 [ ] 日から  
[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日まで

[ ] 年 [ ] 月 [ ] 日

小平市長 [ ]



身分証明書

腕章

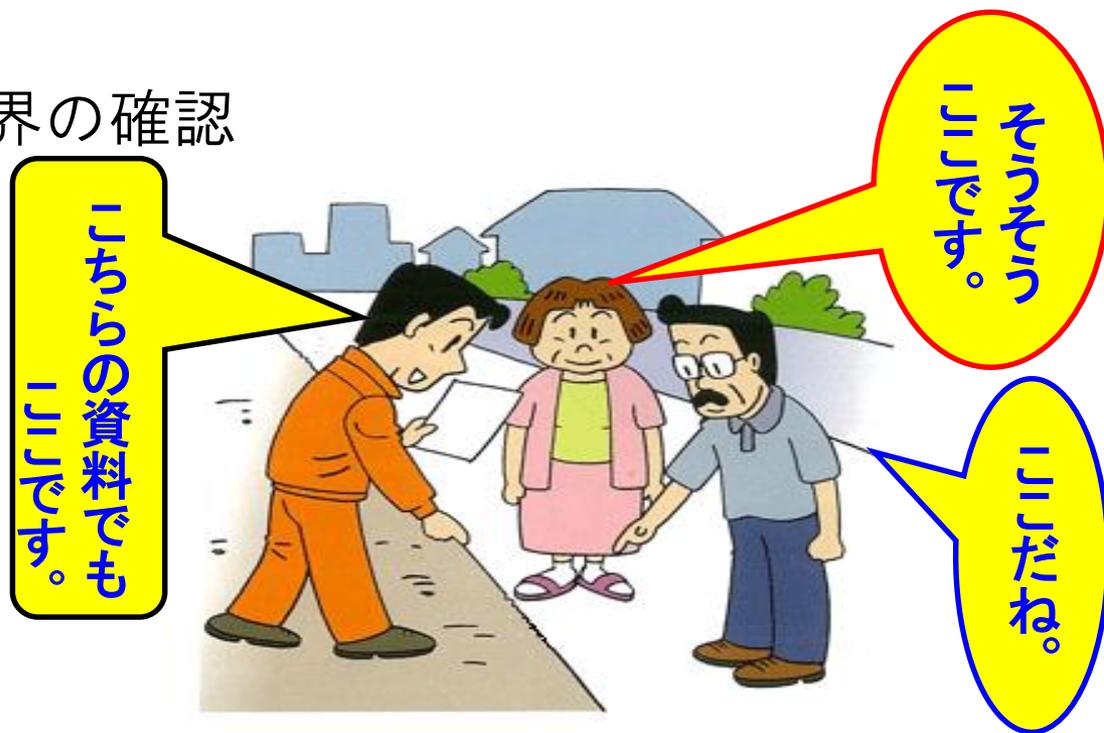
# 境界立ち会い (1)

- 立ち会い日の概ね2週間前までに「立ち会い通知」が届くように発送します。

※日時の変更は可能です。（事前に連絡をお願いします。）

※代理人へ委任できます。（委任状が必要です。）

- 街区境界の確認



# 境界立ち会い (2)

街区境界を確認後、  
街区境界調査票の  
作成を行います。

署名、捺印  
をお願い致します。  
※認印が可能です。

(様式第1号)

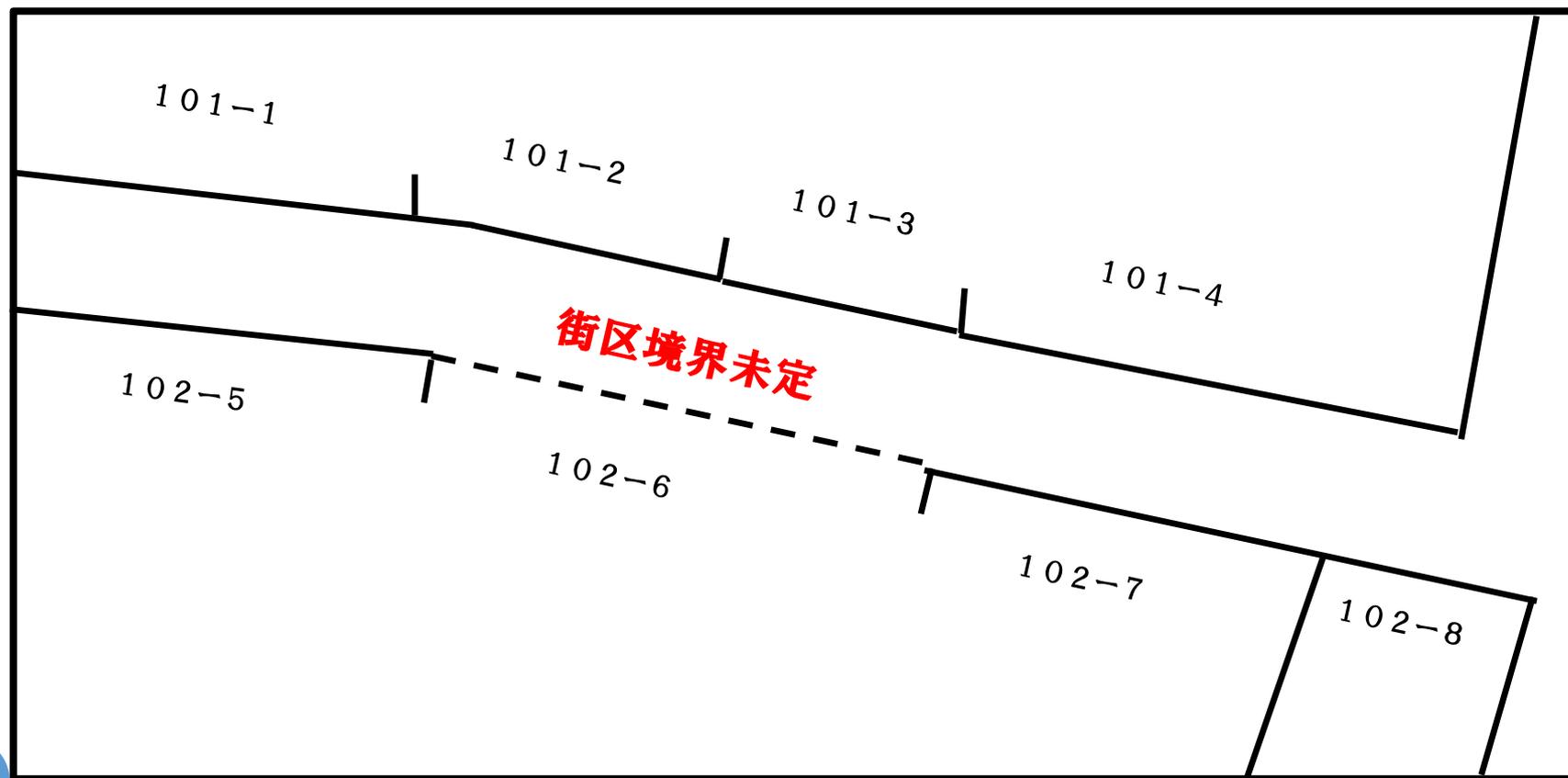
街区境界調査票 (現地調査等用)

調査図番号	確認日 年 月 日		所有者等の住所及び氏名 住所
所有者等 確認			氏名
街区境界調査前の土地の表示		街区境界調査後の土地の所有者の表示	
所在・地番			
地目・地積	地目	地積	m <sup>2</sup>
所有者	住所		
	氏名又は名称		
登記関係	所有権	その他の登記	
表示事項	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
異動事項 (氏名若しくは名称又は住所についての変更又は訂正)			
<input type="checkbox"/> 年 月 日 住所変更 (訂正)			
<input type="checkbox"/> 年 月 日 氏名変更 (訂正)			
【摘要】			
街区境界線 (官民境界線及び官民境界上の民境界) に承諾できない場合は、 下記のチェックを入れて下さい。			
<input type="checkbox"/> 官民境界線に承諾できません。			
<input type="checkbox"/> 官民境界上の民境界に承諾できません。			

# 境界立ち会い (3)

街区境界が確認できない場合は、【街区境界未定】  
となります。

街区境界点番号図



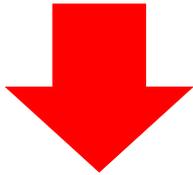
## 境界立ち会い(4)

- 市道などに接する土地の登記簿上の所有者、すべての方の立ち会いが必要です。
- 過去に市と道路の境界立ち会いを行ったことがある場合でも、街区境界調査は別の調査ですので、改めて立ち会いをお願い致します。

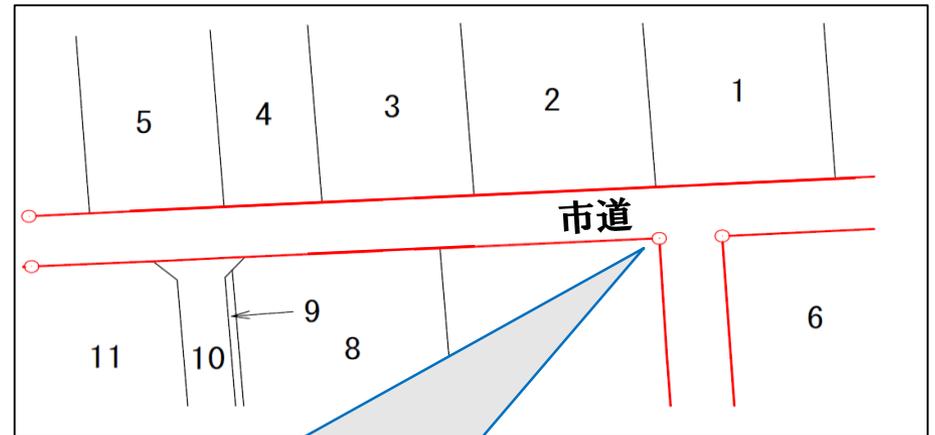
# 境界立ち会い (5)

## 境界標の設置について

境界立ち会い後



境界標の設置



道路の曲がり点



市鉾

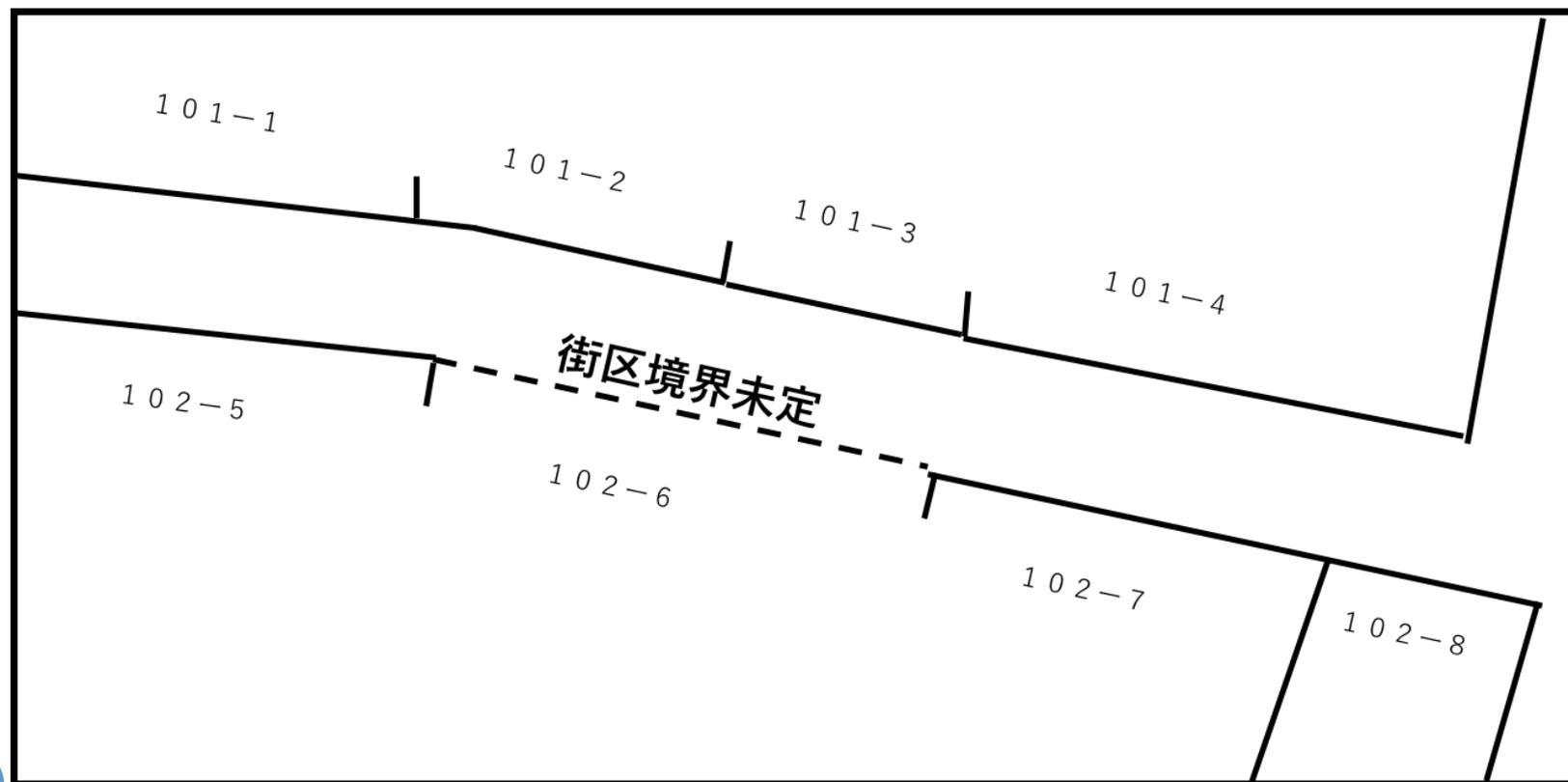


市金属標

# 測量成果取りまとめ(1)

- 図面の作成
- 街区整理簿の作成（街区及び道路の面積計算等）

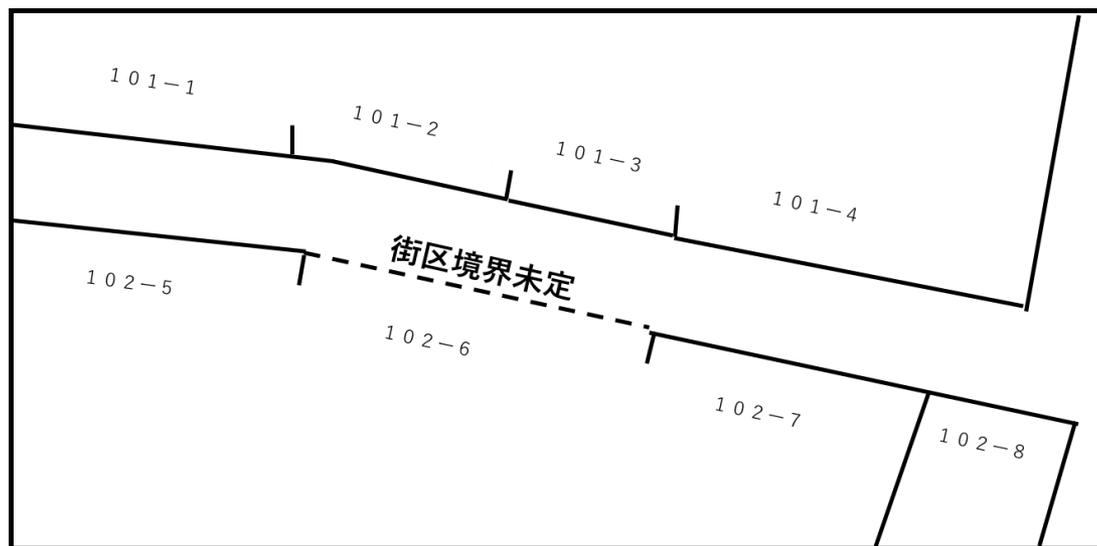
街区境界点番号図



# 測量成果取りまとめ(2)

業務完了後、立ち会いにより署名・捺印をいただいた方には、所有地に該当する街区境界点番号図及び街区境界点成果表を郵送させていただきます。

街区境界点番号図



街区境界点成果表

点名	X座標	Y座標	備考
NN-1	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-2	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-3	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-4	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-5	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-6	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-7	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-8	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-9	-30000.000	-30000.000	市石標
NN-10	-30000.000	-30000.000	市石標
TT-1	-30000.000	-30000.000	金属標
TT-2	-30000.000	-30000.000	金属標

# お願いとお知らせ

立ち会い通知の発送・立ち会い日時について

- 立ち会い日の概ね **2週間前**までに通知文書が到達するように発送します。
- 立ち会いの日時については、通知文書に個別に記載いたします。

立ち会い通知に記載されている指定日時で  
ご都合がつかない場合について

**立ち会い日時を変更**いたします。

下記の連絡先にご連絡下さい。

**土曜日や日曜祭日の立ち会いも可能**です。

**連絡先**    **株式会社弘洋第一コンサルタンツ**  
**電話**        **03-3339-2193**

- 土地所有者ご本人が立ち会えない場合について

代理の方が立ち会うことも可能です。

立ち会い通知に同封の委任状に必要事項の記入をお願いします。

※立ち会い時に代理の方が委任状をご持参ください。

※家族の方に委任する場合においても委任状が必要です。

- 土地を共有で所有する方々の立ち会いについて

土地所有者の方それぞれに、同時刻の立ち会い日時を記載した立ち会い通知を発送します。

ご都合がつかない方につきましては、個別に変更できますので、ご連絡下さい。

- この調査に関して、皆様に測量費用の負担は生じません。
- 今回の調査は市道と接する境界を確認するものであり、一筆毎の土地の境界を明確にする調査ではありません。
- 境界確認に応じていただけた土地所有者の皆様へ、今回の調査の成果として街区境界点番号図及び街区境界点成果表を市から発送致します。

# 4 質疑応答

## 〈連絡先：問い合わせについて〉

- 実施機関

小平市 都市開発部 道路課

測量担当 五十嵐・小島

電話 042-346-9551

- 受注者

株式会社弘洋第一コンサルタンツ

担当 佐藤・川上

電話 03-3339-2193